

山後郡表並井儀古の押判申上り者申由通路  
に於て是より高村の山に於ては儀古の押判申上り  
村に於ては教員申上り申上り申上り申上り

正三

山後郡表並井儀古の押判

山後郡表並井儀古の押判

利物

新儀古申上り申上り申上り申上り申上り申上り  
申上り申上り申上り申上り申上り申上り

是猶仕一向宗の難儀其際申上り申上り申上り  
申上り申上り申上り申上り申上り申上り  
申上り申上り申上り申上り申上り申上り  
申上り申上り申上り申上り申上り申上り  
申上り申上り申上り申上り申上り申上り  
申上り申上り申上り申上り申上り申上り

正三

一 儀古  
一 申上り  
一 申上り

正三

山後郡表並井儀古の押判

利物

山後郡表並井儀古の押判

山後郡表並井儀古の押判

山後郡表並井儀古の押判

予の御書に於て

一海州の御書に於て  
二海州の御書に於て  
三海州の御書に於て  
四海州の御書に於て  
五海州の御書に於て  
六海州の御書に於て  
七海州の御書に於て  
八海州の御書に於て  
九海州の御書に於て  
十海州の御書に於て

弘治四年

三月廿七日

光緒二十一年

國之

沖野所

其  
山田所

右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く

右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く  
右の如く  
左の如く

山内郡志

利如

百拾二  
伊賀  
伊賀  
伊賀

本署者古曰古之通村之在也如皇廟之形及  
伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及  
伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及

伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及  
伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及  
伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及

伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及  
伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及  
伊賀者古曰古之通村之在也如皇廟之形及

高村の病の治し方... 白濁の治し方

留部

高村

高村

之

少部部... 治し方

利如

玉部

玉部... 治し方

高村の病の治し方... 白濁の治し方

高村の病の治し方... 白濁の治し方

高村の病の治し方... 白濁の治し方

高村の病の治し方... 白濁の治し方

高村の病の治し方... 白濁の治し方

高村

高村

高村

高村

高村

高村

高村

高村

山縣郡荒神原村勝右衛門倅利助と申ス者四国遍路ニ  
罷出懸ケ当村迄罷出足痛致、依之右勝右衛門所迄  
村継送り歎出候ニ付、則送り出シ一件左之通り

口上之覺

山縣郡荒神原村勝右衛門倅

利助

当酉三十四才

一 私儀病身者ニ而願旨御座候ニ付、四国順拝仕度  
存立ニ而先月廿日出足仕、一昨廿二日御当村迄罷出  
足痛仕一向歩行難相成、此段御歎申上候処、段々  
御養育被成下候ニ付、少々快方ニハ御座候へ共、急ニ  
歩行難相成、勿論給用銀持合不申ニ付、何卒  
御村方御作法を以生所勝右衛門所迄村継御送り  
届被下度、則往来手形所持仕候ニ付、御披見可被成下  
猶所持之品左之通りニ御座候間、何卒宜敷奉願上候  
為其口上書差上申候

所持之品

- 一 手柳骨 一ツ
- 一 袋 一ツ
- 一 茶碗 一ツ
- 以上

山縣郡荒神原村

利助印

酉十一月廿四日

当分庄屋

善二郎様

庄屋

忠左衛門様

与頭中

宗旨往来一札之事

一 藝州山縣郡荒神原村勝右衛門倅利助義 当未  
三拾才兼 而心願有之、此度四国靈場拝礼ニ罷  
出候、宗旨ハ代々一向宗ニ而拙寺旦那ニ紛無御座候、御法度  
之邪宗門ニ而者無御座候間、国々御関所無相違  
御通可被下候、若亦途中ニ而相煩候歟、病死等いたし候共  
其所之御作法ヲ以御取計可被下候、此方へ御届ケニ及不申候  
為其往来一札依 而如件

弘化四未三月

藝州山縣郡

佐用戸村 光樂寺印

村継送り 旅人が旅行中に病  
んで歩行困難となった場合、  
現場の村が病者を救護し、「生  
所」まで村から村へと順々に  
送り届ける制度  
存立（ありたち） ずっと思い  
続け思い立って  
村方御作法 幕府法令・藩法  
令にもとづいて行われた村方  
による行路人の援護・村継送  
りの方法  
宗旨往来 往来手形のこと  
旦那 寺請制度のもとで人々  
は特定寺院に所属し檀那・旦  
那（檀家）と称された  
御法度之邪宗門 禁制のキリ  
スト教

国々  
御関所  
在町  
御役人衆中  
右之通り相違無御座候、若行暮候節ハ一宿御申附可被下候  
頼上候、以上

右同国同郡  
荒神原村  
庄屋  
市右衛門印

山縣郡荒神原村勝右衛門倅  
利助

所持之品  
手柳骨 壺ツ  
袋 一ツ  
茶碗 一ツ  
往来手形 壺通

右之者当月廿二日当村迄罷参候処、足痛ニ而難儀  
仕候ニ付、役人共申談養育致せ追々快方ニハ押移り候へ共、  
急ニ歩行難相成趣生所山縣郡荒神原村勝右衛門所迄村繼  
ヲ以送り届呉候様別紙口上書写之通り歎出候ニ付当所  
御支配方へ御願申上御差函之上当村方送り出候間、順々  
村々御心被添御送り可成与存候、以上

沼田郡八木村  
当分庄屋  
善三郎  
庄屋  
同 忠左衛門

西十一月廿六日  
中嶋村方  
荒神原村迄  
順々村々  
御役人中

沼田郡  
八木村  
八木村  
覚  
沼田郡  
八木村

一  
山縣郡荒神原村勝右衛門倅  
利助  
手柳骨 一ツ

村国々御関所 幕府設置の関  
所 諸藩の御番所もこれに準  
じる  
在町 在(村)と町の総称

所持之品	袋	一ツ
	茶碗	一ツ
	往来手形	壹通

右之者当月廿二日当村迄罷参り候処、病氣ニ付私共申談  
 養育致せ追々快方ニ推移り候様相見へ申候得共、  
 急ニ歩行難相成趣ニ御座候ニ付、生所山縣郡荒神原村迄  
 村継送届呉度旨口上書ヲ以歎出申候ニ付、去ル廿六日  
 当村方順々村継送り出し遣申候、依而口上書写し相添  
 此段御注進奉申上候、以上

西十一月

当分庄屋

善二郎

庄屋

忠左衛門

与頭

六兵衛

同

甚兵衛

同

平左衛門

沼田郡

御役所

荒神原村

〔現〕芸北町荒神原。大佐山の東麓を流れる大佐川上流に沿った集落が展開